

# 令和 8 年度 水質検査計画



始良市水道事業部

～ 目 次 ～

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
  - ・浄水の水質検査
  - ・原水の水質検査
- 5 水質検査の方法及び委託の内容
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 検査結果の評価
- 8 検査計画の見直し
- 9 検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携
- 11 水質検査計画及び検査結果の公表方法

## 1 基本方針

---

本市の水道事業は、市町村合併に伴い、始良地域・加治木地域・蒲生地域上水道事業の3地域を平成26年12月より1つの上水道事業に統合しました。更に、平成29年度から6地区の簡易水道事業が始良市簡易水道事業として1本化され、平成31年度に上水道事業へ統合されました。そして、令和3年4月より加治木地域に本道原浄水場が加わりました。また、平成29年度より重富水道施設工事が始まり、早期完成を目標に施工しています。始良市水道事業では従来どおり、安全で良質な水道水を供給するために、水源から給水栓(蛇口)に至るまでの水質検査について年間の水質検査計画を策定し、下記事項を基本事項として水質検査を計画的に実施します。

「水質検査計画」には、水道法施行規則第15条に定めるところにより、定期的を実施する水質検査について「検査すべき事項」「当該項目」「採水場所」「検査回数及びその理由」を記載します。また、臨時に実施する水質検査についても、「水質検査計画」の中で「実施の要件」「検査項目及び実施方法」の原則を明らかにいたします。

水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及びその理由等について記載します。

水質検査計画による検査結果については、水道水が安全で良質であることを広くご理解いただけるよう公表します。

### (1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)から出る浄水で行うほか、水源地(原水・浄水処理する前の水)、浄水場(浄水)で水質検査を行います。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている「毎日検査項目」と「水質基準項目」、水質管理上留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」、及び「水道事業が独自に行う検査項目」とします。

### (3) 検査頻度

水道法に基づく、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査「水道法施行規則第15条第1項のイ」を、給水栓で毎日行います。

一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査「水道法施行規則第15条第3項のイ」は月1回行い、その他の「水質基準項目」は、項目ごとに法令の定める基準に従った検査回数を実施します。

## 2 水道事業の概要

○ 上水道事業(計画給水人口:78,900人、計画1日最大配水量:29,700m<sup>3</sup>)

### (1) 始良地域

浄水場名	船津浄水場		山田水源地	成美地区	白浜地区
水源名	船津 第1～第6水源	中津野 第1～第4水源	山田本水源、 第1水源、第3水源	成美第2水源	白浜水源
原水種別	深層地下水		浅層地下水	深層地下水	湧水
浄水処理方法	凝集沈殿急速ろ過方式		塩素消毒	塩素消毒	緩速ろ過方式
使用薬剤	ホリ塩化アルミニウム・次亜塩素酸ナトリウム		次亜塩素酸ナトリウム		
計画1日浄水量	25,300m <sup>3</sup> /日		2,200m <sup>3</sup> /日	286m <sup>3</sup> /日	33m <sup>3</sup> /日
1日平均給水量	13,768m <sup>3</sup> /日		1,565m <sup>3</sup> /日	74m <sup>3</sup> /日	5m <sup>3</sup> /日

### (2) 加治木地域

浄水場名	小山田浄水場	反土浄水場	木田浄水場	中央浄水場	本道原浄水場
水源名	第1・2水源	反土 第1、第3、第4水源	木田 第4～第6水源	中央第5、第6、第8、 第9、第10水源	本道原 第1水源
原水種別	湧水	深層地下水			
浄水処理方法	塩素消毒	急速ろ過方式			塩素消毒
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム				
計画1日浄水量	950m <sup>3</sup> /日	3,000m <sup>3</sup> /日	2,190m <sup>3</sup> /日	3,600m <sup>3</sup> /日	450m <sup>3</sup> /日
1日平均給水量	6,766m <sup>3</sup> /日				

浄水場名	上場地区		中野地区
	上場西・嶽配水池	上場東配水池	
水源名	上場西水源	上場東第1、第2水源(予備)	中野水源
原水種別	湧水		深層地下水 + 霧島市より浄水受水
浄水処理方法	塩素消毒		凝集沈殿急速ろ過方式
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム		次亜塩素酸ナトリウム・ ホリ塩化アルミニウム・希硫酸
計画1日浄水量	512m <sup>3</sup> /日	200m <sup>3</sup> /日	98m <sup>3</sup> /日
1日平均給水量	408m <sup>3</sup> /日		53m <sup>3</sup> /日

(3) 蒲生地域

浄水場名	山元浄水場	
	上畠配水池	中迫配水池
水源名	山元第1、第2水源	辺田水源
原水種別	湧水・浅層地下水	浅層地下水
浄水処理方法	塩素消毒	紫外線処理
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム	
計画1日浄水量	2,713m <sup>3</sup> /日	450m <sup>3</sup> /日
1日平均給水量	2,058m <sup>3</sup> /日	

浄水場名	漆地区		西浦地区
	漆下浄水場	漆上浄水場	
水源名	漆下水源	漆上水源	西浦第1水源
原水種別	深層地下水		
浄水処理方法	塩素消毒	凝集沈殿急速ろ過方式	
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム ・炭酸ガス	次亜塩素酸ナトリウム・ ポリ塩化アルミニウム・希硫酸	
計画1日浄水量	48m <sup>3</sup> /日	104m <sup>3</sup> /日	
1日平均給水量	40m <sup>3</sup> /日	40m <sup>3</sup> /日	

◎急速ろ過方式:凝集剤(ポリ塩化アルミニウム等)を注入し、原水中の懸濁物質をフロックとして沈殿・ろ過して不純物を除去する方法

◎次亜塩素酸ナトリウム:浄水過程で原水中の細菌を塩素消毒するために使用する薬剤

◎ポリ塩化アルミニウム:浄水過程で水中の微細な浮遊物質やコロイド状物質を凝集させるために使用する薬剤

◎希硫酸:原水中のpH値を下げ、凝集剤(ポリ塩化アルミニウム等)の凝集効果を高めるための薬剤

◎炭酸ガス:漆下水源はアルカリ度が高いので、酸度を上げてpH調整するために使用するもの

\*紫外線処理:クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物を不活性化させるための処理方法

### 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水道原水及び水道水における汚染の原因、水質管理上優先すべき対象項目は次のとおりです。

事業区分	始良地域	
	船津浄水場系	山田水源地系
原水の汚染要因等	地質に起因する物質	降雨等による高濁水発生等
原水の水質について 注意すべき事項	鉄・マンガン・蒸発残留物 濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等	濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等
浄水の水質管理上注意すべき項目	蒸発残留物 アルミニウム 濁度 残留塩素	濁度 残留塩素

事業区分	始良地域	
	成美地区	白浜地区
原水の汚染要因等	特になし	降雨、地震等による高濁水発生等
原水の水質について 注意すべき事項	濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等	濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等
浄水の水質管理上注意すべき項目	濁度 残留塩素	濁度 残留塩素

事業区分	加治木地域			
	小山田浄水場系	反土浄水場系	木田浄水場系	中央浄水場系
原水の汚染要因等	降雨、地震等による高濁水発生等 水源上流が農地による影響	地質に起因する物質	地質に起因する物質	地質に起因する物質
原水の水質について注意すべき事項	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 指標菌 クリプトスポリジウム等	鉄・マンガン ヒ素 蒸発残留物 濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等	鉄・マンガン ヒ素 蒸発残留物 濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等	鉄・マンガン ヒ素 蒸発残留物 濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等
浄水の水質管理上注意すべき項目	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 濁度 残留塩素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ヒ素 蒸発残留物 濁度 残留塩素	ヒ素 蒸発残留物 濁度 残留塩素	ヒ素 蒸発残留物 濁度 残留塩素

事業区分	加治木地域		
	本道原浄水場	上場地区	中野地区
原水の汚染要因等	地震等による高濁水発生等	降雨、地震等による高濁水発生等	地質に起因する物質
原水の水質について注意すべき事項	濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 鉄・マンガン ヒ素・フッ素 濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等
浄水の水質管理上注意すべき項目	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 蒸発残留物 濁度 残留塩素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 濁度 残留塩素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ヒ素 アルミニウム 濁度 残留塩素

事業区分	蒲生地域
	山元浄水場系
原水の汚染要因等	降雨、地震等による高濁水発生等
原水の水質について注意すべき事項	濁度及び色度 指標菌 クリプトスポリジウム等
浄水の水質管理上注意すべき項目	濁度 残留塩素

事業区分	蒲生地域		
	漆地区		西浦地区
	漆下水系	漆上水系	
原水の汚染要因等	地質に起因する物質	地質に起因する物質	地質に起因する物質
原水の水質について注意すべき事項	濁度及び色度 pH 値・指標菌・ヒ素 クリプトスポリジウム等	濁度及び色度 指標菌・ヒ素 クリプトスポリジウム等	濁度及び色度 鉄・マンガン・指標菌 クリプトスポリジウム等
浄水の水質管理上注意すべき項目	濁度 残留塩素	アルミニウム 濁度 残留塩素	濁度及び色度 残留塩素 塩素酸 アルミニウム

浄水場では、原水の特徴を把握し適正な浄水処理を徹底しております。  
水道水は、これまでの検査結果からも、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

## 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

---

### 4.1 浄水の水質検査

浄水(利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水)の検査については、水道法施行規則第 15 条(定期及び臨時の水質検査を規定している省令、以下「省令」と略します。)の定めるところにより、下記にて検査を行います。

なお、令和7年6月30日付の省令一部改正に伴い、「PFOS 及び PFOA」が「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に格上げされることになりました。「PFOS 及び PFOA」の基準値は、これまで目標値(暫定)としていた「0.00005 mg/L 以下(PFOS・PFOA の合算値として)」をそのまま適用することとし、令和8年4月1日から施行されます。

#### 4.1.1 水質検査項目と頻度

##### 1) 毎日検査

給水されている水に異常がないことを確かめるため、各配水池からの末端給水栓において1日1回、色、濁り、残留塩素の3項目の検査を行います。

##### 2) 毎月行う検査

- ・ 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度の9項目を基本項目として、各配水池からの末端給水栓において1ヶ月に1回検査します。
- ・ カビ臭項目(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)については毎月検査ですが、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないと明らかな場合省略することができるため(水道法施行規則第15条第1項第4号)、過去の検出がなく、原水が停滞水を使用していない施設については、検査を省略します。

##### 3) 3ヶ月に1回行う検査

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因や省令の規定により、検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ませんが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすいため、3ヶ月に1回の検査を基本として、水源、取水井周辺状況により検査回数を毎月1回とする施設もあります。
- ・ 非イオン界面活性剤については、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないと明らかな場合省略することができるため(水道法施行規則第15条第1項第4号)、水源周辺に変化がなく過去の

検査結果が基準値の 1/2 を超えていない施設は、検査を省略します。

上記以外の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記の基準で水質検査を行います。

- ① 過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 超及び 1/5 以下の場合、1 年に 1 回検査を行う。
- ② 過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下の場合、3 年に 1 回検査を行う。

しかしながら、始良市ではより安全な水道水を供給するために、過去の検査結果から検査頻度を 3 年に 1 回とすることができる項目についても、年 1 回以上の検査を行います。

※個々の検査項目と検査頻度については、巻末の別表「1」、「2」を参照願います。

#### 4) 1年に1回行う全項目検査(52項目)

各配水池からの末端給水栓において、水質基準全項目52項目のうち過去3年間の検査結果及び水源の状況などから個別に検査回数を1年に1回及び3年に1回程度まで検査回数を減ずることができる項目があります(水道法施行規則第 15 条第1項第3号)。

また、過去の検査結果が基準値の1/2 を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないと明らかな場合省略することができる項目もあります(水道法施行規則第 15 条第1項第4号)。しかし、安全で良質な水であることを確認するため1年に1回水質基準全項目検査を行います。

滞留水法による鉛及びその化合物の項目については、3年に1回検査を行うこととします。ただし、数値化(0.001mg/L 以上)された場合は、翌年度に再度、滞留水法による検査を行います。

### 4. 2 原水の水質検査

原水(水源からの直接取った、消毒等の処理をする前の水)の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

#### 4. 2. 1 水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物と味を除く40項目を年 1 回検査します。また、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)、クリプトスポリジウム等の検査をします。

※40項目の詳細については、巻末の別表 1 を参照願います。

#### 4. 2. 2 検査頻度の理由

原水の水質検査は、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、経年変化を把握するため年 1 回行います。(水処理過程で発生する消毒副生成物を除く。)また、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の徹底を図るため、全ての水源・取水井戸で指標菌検査を行い必要に応じて、クリプトスポリジウム等検査を行います。

## クリプトスポリジウム等予防対策の原水の水質検査

### (1) 汚染のおそれの判断

指標菌	水源種別	汚染のおそれ	
検出	表流水(河川水, 湖沼水, ダム水)	汚染のおそれが高い	レベル4
	地下水(伏流水, 湧水, 浅井戸, 深井戸)	汚染のおそれがある	レベル3
不検出	被圧地下水以外	当面, 汚染の可能性が低い	レベル2
	被圧地下水のみ(主に深井戸)	汚染の可能性が低い	レベル1

### (2) 施設整備

レベル	施設整備
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過設備(急速ろ過, 緩速ろ過, 膜ろ過)を整備し, ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視(高感度濁度計整備)</li> <li>又はろ過した後に紫外線処理(UV照射量の常時確認)</li> </ul>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記設備</li> <li>又は紫外線処理設備</li> </ul>

### (3) 原水の検査

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4	整備済み	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/年
レベル3		指標菌検査	1回以上/年
レベル3	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/3ヶ月
レベル3	施設整備中	指標菌検査	1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水40項目検査 井戸内部の撮影	1回/年 1回/3年

注) ○指標菌＝大腸菌、嫌気性芽胞菌

○クリプトスポリジウム等＝通常の塩素消毒で死滅しない耐塩索性病原生物

(クリプトスポリジウム、ジアルジア)

(4) 令和8年度検査計画

- ・ 指標菌が検出された施設(レベル3・4)は、設備を整備するとともに、前項の検査頻度で指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査を行います。
- ・ 指標菌が検出されていない施設(レベル1・2)についても、安全性を考慮し施設の状態によって下記の基準で指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査を行います。

水源の種別	濁度計	ろ過施設(紫外線設置を含む) の有無	検査頻度(検査回数/年)	
			指標菌	クリプトスポリジウム等
湧水	未設置	有無によらず	12回	4回
	設置済	有 (白浜水源:レベル3)	12回	4回
		無	12回	4回
		山元第1水源、第2水源のみ	4回	1回
深井戸	未設置	有無によらず	12回	-
		成美第2水源のみ	12回	4回
	設置済	有	4回	-
		中央第10水源のみ	1回	1回
		無	12回	-
		本道原水源、漆下水源のみ	4回	-
浅井戸	設置済	有	1回	1回
		辺田水源のみ	4回	1回
		無	12回	-

※個々の施設の検査頻度、レベル分けについては、巻末の別表3を参照願います。

4. 2. 3 水質管理目標設定項目検査

水質管理目標設定項目とは、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とはされなかったもの、または、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後その可能性があるもの等、水質管理上留意すべき項目として設定されたものです。鹿児島県水質管理計画に基づいて水質管理目標設定項目の水質検査を年1回行います。(検査項目は水質基準と重複する項目は省き、農薬類については、農薬使用状況等を確認し、項目を選定します。)要検討項目(ダイオキシン類等)の水質検査を年1回行います。

○ 採 水 場 所

原水:全水源・取水井戸を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。

浄水:各配水池の系統別の末端給水栓と設定します。

区分	原 水		浄 水	
	浄水場名	採 水 場 所	水系名	採 水 場 所
上水道事業	船津浄水場	船津第1～第6水源	青葉台配水池	池島町公園
		中津野第1～第4水源	第二配水池	始良ニュータウン 中央公園
	山田水源地	山田本水源、 第1水源、第3水源	上名配水池	庵ノ上墓地
			城配水池	城配水管末端
	小山田浄水場	第1・2水源	小山田配水池	小山田消防車庫
	反土浄水場	反土第1、第3、第4水源	第一配水池	日木山公園
	木田浄水場	木田第4～第6水源	第二配水池	塩入公民館
	中央浄水場	中央第5、第6、第8、 第9、第10水源	第三配水池	明神公園
	本道原浄水場	本道原第1水源	本道原配水池	本道原配水池
	山元浄水場	山元第1、第2水源  辺田水源	上畠配水池	住吉池公園
			中迫配水池	おおくすタウン公園
	成美地区	成美第2水源	成美配水池	北山小学校
	白浜地区	白浜水源	白浜配水池	白浜公民館
	上場地区	上場西水源  上場東第1、第2水源(予備)	上場西配水池	桃木野墓地
			嶽配水池	雛場墓地
	中野地区	中野水源	中野配水池	長谷公民館
	漆地区	漆上水源	漆上配水池	漆 3314 番 1
		漆下水源	漆下配水池	漆 1431 番
	西浦地区	西浦第1水源	西浦配水池	西浦地区いきいき 交流センター

## 5 水質検査の方法及び委託の内容

---

### (1) 検査の方法

- ・ 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)によること。
- ・ 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成 15 年厚生労働省告示第 318 号)によること。
- ・ その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等によること。

### (2) 委託の内容

#### 1) 委託の範囲

##### ① 具体的な検査項目、頻度

巻末の水質検査別表1、2、3に示す項目について委託します。

##### ② 試料の採取及び運搬方法

試料の採取については当市で行い、運搬を国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に委託します。

##### ③ 臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の登録検査機関に委託します。

#### 2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道 GLP、ISO9001 等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。

水質検査結果を評価し、当市の水道に対して助言等を行う見識を有する機関(水道技術管理者等が配置されていること)に委託します。

令和8年度の水質検査については、上記の要件を満たした国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

## 6 臨時の水質検査に関する事項

---

下記のような水道水源の著しい水質異常等により、適切な浄水処理を行うことができず、給水栓(蛇口)での水質基準を超えるおそれのある場合は、直ちに取水停止して、水源、給水栓(蛇口)などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化し、適正な浄水処理ができないと判断されたとき
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、水道が原因と推測される消化器系感染症等が流行しているとき
- (3) 浄水処理の過程で異常があり、適正な浄水処理ができないとき
- (4) 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (5) その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常等が発生したとき直ちに実施し、水質異常等が収束し、水の安全が確認されるまで行います。

## 7. 検査結果の評価

---

各家庭へ給水されている水道水(浄水)は、52項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行います。

### 7.1 病原性微生物に関する項目の評価

水質基準項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準値を超過した場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、給水停止等の所定の処置を講じます。また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

### 7.2 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、所定の処置を講じます。

### 7.3 健康に関する項目の評価

健康に関する項目(カドミウム、ヒ素、鉛など)については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされています。ですが、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして所定の処置を講じます。

### 7.4 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目(亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など)については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害となる可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして緊急対策等の所定の処置を講じます。

### 7.5 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととし、給水区域内の自治会長等を通じて、状況の連絡周知に努めます。また、検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

## 8. 検査計画の見直し

---

水質検査の実施については、本検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更(新規、増設等)を行った場合。  
(過去データによる検討が不可能になるため。)
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更(ろ過方法の導入や変更等)が生じた場合。  
(過去データによる検討が不可能になるため。)
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。(水源水質の安全が確認できる計画に変更。)  
その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

## 9. 検査の精度と信頼性保証

---

本市においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。

### 9.1 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度(正確さ)を確保することが重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・検査が可能な検査施設を有していること。
- ・知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・環境省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

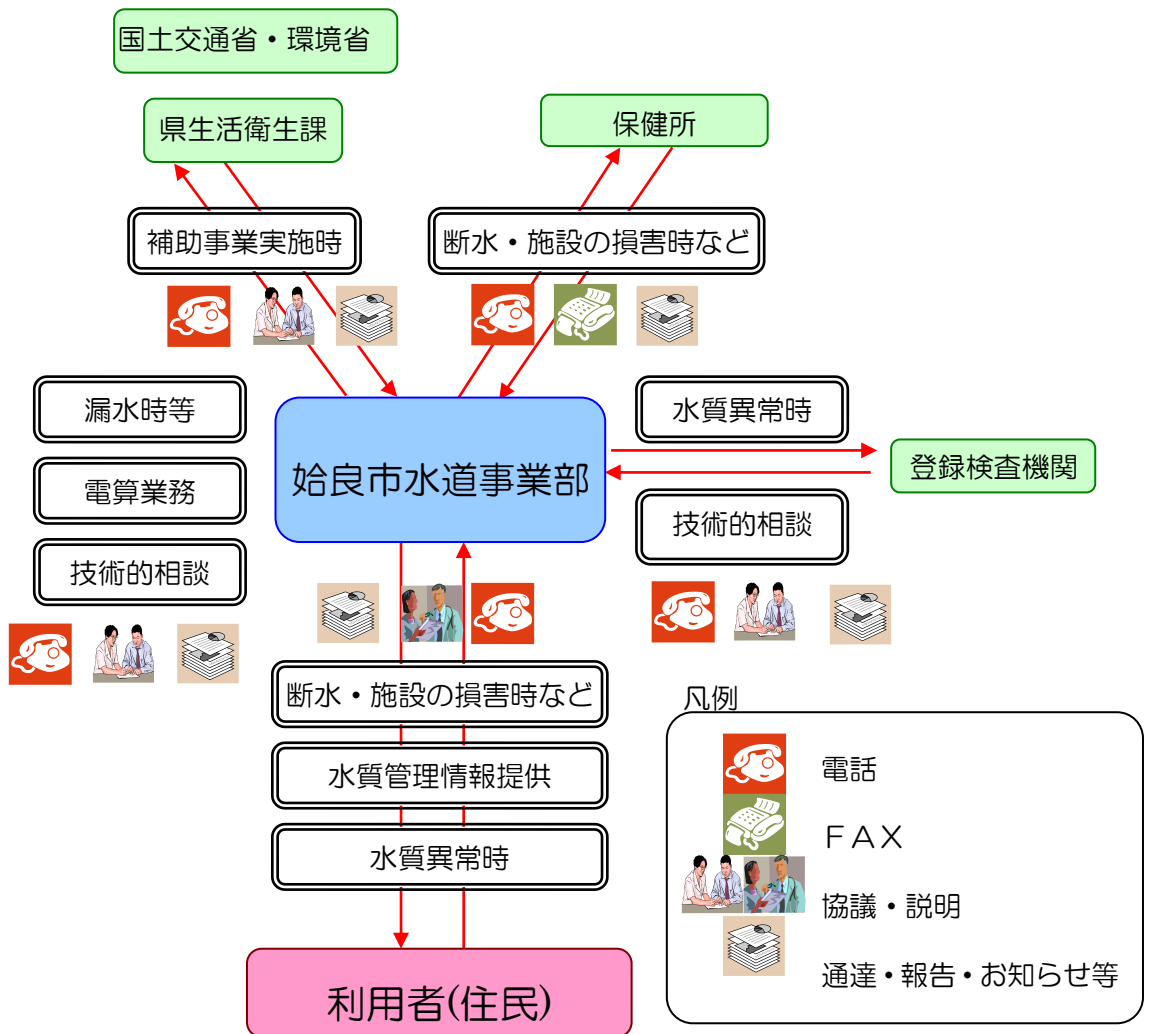
### 9.2 信頼性保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程(事務業務及び連絡業務等)についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。(水質検査部門管理者)
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。(信頼性確保部門管理者)
- ③ 信頼性保証システム(第三者機関の監査を含むシステム)として、ISO9001の認証を取得していること。
- ④ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

## 10. 関係者との連携

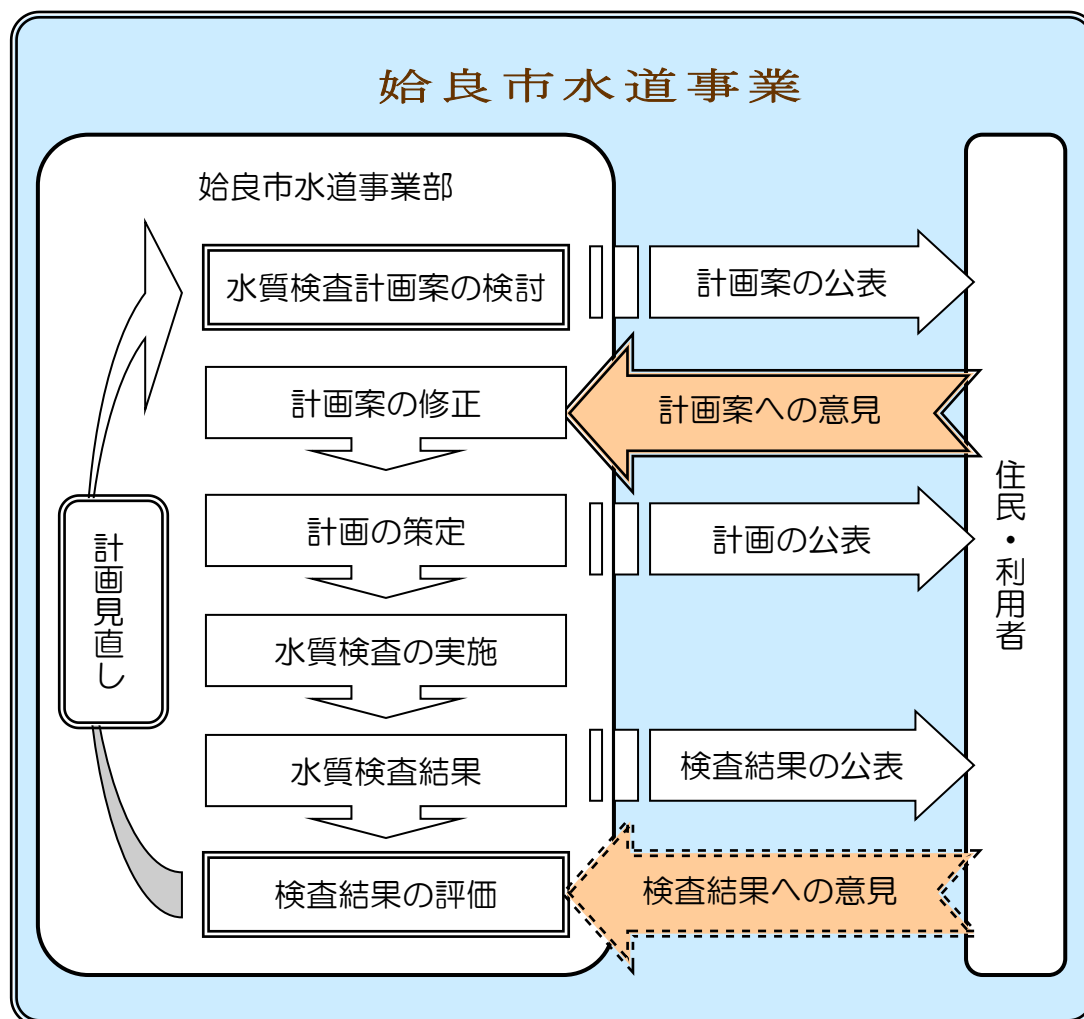
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



## 1.1. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、始良市では水質検査計画を、常時、水道事業部に備えてあります。また、これらの事項につきまして、市民の皆様からご意見をいただくことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも安心して安定な水道を残していくために、みなさまのご協力をお願い致します。



(問合せ先) 〒899-5655

鹿児島県始良市船津138番地1

始良市水道事業部

TEL 0995-65-3450 FAX 0995-65-4711

別表.1 水質基準項目の説明

番号	項目名	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否	原水 40項目		
1	一般細菌	100/mL以下	概ね1月に1回以上	不可	不可	●		
2	大腸菌	検出されないこと				●		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下				●		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				●		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				●		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				注1の通り	注4の通り	●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				注3の通り	●	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				注4の通り	●	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				不可	不可	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				●		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				注3の通り	●	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下				注3の通り（海水を原水とする場合不可）	●	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				●		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				注1の通り	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				注5の通り	●	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				●		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				●		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				●		
20	PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）	0.00005mg/L以下	概ね3月に1回以上	注2の通り	注6の通り	●		
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	注1の通り	注5の通り	●			
22	塩素酸	0.6mg/L以下	不可	注3の通り（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可）	—			
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下			不可	—		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—			
27	臭素酸	0.01mg/L以下			—			
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下			—			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—			
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			不可	—		
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下			—			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—					
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	注1の通り	注4の通り	●			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			●			
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			●			
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			●			
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			注3の通り	●		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下			●			
39	塩化物イオン	200mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	不可	●		
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●		
41	蒸発残留物	500mg/L以下				●		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				●		
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	概ね1月に1回以上（左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く）	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	●		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	●					
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●		
46	フェノール類	0.005 mg/L以下				●		
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	不可	●		
48	pH値	5.8以上～8.6以下				●		
49	味	異常でないこと				—		
50	臭気	異常でないこと				●		
51	色度	5度以下				●		
52	濁度	2度以下				●		

- 注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注2 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注6 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

## 別表.2 令和8年度 水質検査計画(浄水)



水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

始良ニュータウン中央公園

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	44	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○														0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○														0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○						○								0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○						○								10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物		○			○						○								0.8	0.16	0.08	0.21	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○														1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○														0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○														0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○						○								0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○						○								0.6	-	-	0.43	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○						○								0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○						○								0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○						○								0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○						○								0.1	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○						○								0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○						○								0.1	-	-	0.036	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○						○								0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○						○								0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○						○								0.09	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○						○								0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物		○			○						○								0.2	0.04	0.02	0.03	検査回数を減らすことのできる項目ですが安全確認のため1年に4回の検査
35	鉄及びその化合物					○														0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物		○			○						○								200	40.0	20.0	44.9	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
38	マンガン及びその化合物					○														0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	39.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	92	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	270	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○														0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○														0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

項目数

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

庵ノ上墓地

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○					10	2.0	1.0	0.5	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○					○					0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸		○			○					○					0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸		○			○					○					0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム		○			○					○					0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○					0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ブロモホルム		○			○					○					0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド		○			○					○					0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										300	60	30	44	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41	蒸発残留物		○			○					○					500	100	50	112	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジェオスミン					○										0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール					○										0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
		9	24	9	9	52	9	9	24	9	9	24	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

城配水管末端

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○														0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○														0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○														10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○														0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○														1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○														0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○														0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○														0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○														0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○														0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○														0.06	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○														0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○														0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○														0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○														0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○														0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○														0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.04	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○														200	40.0	20.0	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○														0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○														300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○														500	100	50	119	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○														0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○														0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

項目数

9 24 9 9 52 9 9 24 9 9 24 9

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

小山田消防車庫

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○						○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	3.6	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○									○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○									○		0.6	-	-	0.13	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○									○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○									○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○									○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○									○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○									○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○									○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	10.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○									○		500	100	50	209	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		10	24	10	10	52	10	10	24	10	10	24	10				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

日木山公園

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物		○			○				○							0.01	0.002	0.001	0.003	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○							0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	3.6	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○				○							0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○				○							0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○				○							0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○				○							0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○				○							0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○				○							0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○				○							0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○				○							0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○				○							0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○				○							0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○				○							0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○				○							0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	12.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	12.1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	56	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○				○							500	100	50	228	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		10	25	10	10	52	10	10	25	10	10	25	10			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

塩入公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.009	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○						○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	1.1	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.13	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○									○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○									○		0.6	-	-	0.16	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○									○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○									○		0.06	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○									○		0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○									○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○									○		0.09	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○									○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物		○			○									○		200	40.0	20.0	55.1	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	45.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○			○									○		300	60	30	85	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
41	蒸発残留物	○	○			○									○		500	100	50	320	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

11 27 11 11 52 11 11 27 11 11 27 11

項目数

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

明神公園

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	10	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.010	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○						○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	0.7	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.16	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○									○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○									○		0.6	-	-	0.17	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○									○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○									○		0.06	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○									○		0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○									○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○									○		0.09	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○									○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物		○			○									○		200	40.0	20.0	62.4	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	53.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○			○									○		300	60	30	88	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
41	蒸発残留物	○				○									○		500	100	50	341	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

11 27 11 11 52 11 11 27 11 11 27 11

項目数

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

本道原配水池

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01～ 3年間の最大値	理由						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○														0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○														0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○														0.02	0.004	0.002	0.004	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
9	亜硝酸態窒素					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	3.6	過去の最大値と周辺状況を考慮し安全確認のため1年に12回の検査
12	フッ素及びその化合物					○														0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○														1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○														0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○														0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○														0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○														0.6	-	-	0.34	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○														0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○														0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○														0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○														0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○														0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○														0.03	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○														0.09	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○														0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○														0.3	0.06	0.03	0.05	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
36	銅及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○														200	40.0	20.0	14.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物		○			○														0.05	0.010	0.005	0.016	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	23.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	92	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	275	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○														0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○														0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		10	26	10	10	52	10	10	26	10	10	26	10							項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」



水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

住吉池公園

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○					10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソアルカン酸(PFOA)		○			○					○					0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸		○			○					○					0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸		○			○					○					0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム		○			○					○					0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○					0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ブロモホルム		○			○					○					0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド		○			○					○					0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	8.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.003	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										300	60	30	51	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41	蒸発残留物		○			○					○					500	100	50	138	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジェオスミン					○										0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール					○										0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	1.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
		9	24	9	9	52	9	9	24	9	9	24	9		項目数						

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

成美地区 成美配水池 北山小学校

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物		○			○					○					0.01	0.002	0.001	0.006	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物		○			○				○						0.8	0.16	0.08	0.18	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロアルコキシカルボン酸(PFOA)		○			○				○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○				○						0.6	-	-	0.05未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○				○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○				○						0.06	-	-	0.0005未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○				○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○				○						0.1	-	-	0.0005未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○				○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○				○						0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○				○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○				○						0.03	-	-	0.0003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○				○						0.09	-	-	0.0010未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○				○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	11.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.9	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										300	60	30	39.5	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○				○						500	100	50	178	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名 白浜地区 白浜配水池 白浜公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.11	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.0228	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0032	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0313	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.0093	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.0010未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	7.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	18.0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	25.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	蒸発残留物					○											500	100	50	86	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

項目数

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	5.5	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.05未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキシカルボン酸(PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.13	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.0005未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0026	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.0011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.0018	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	11.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	48.4	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○					○						500	100	50	204	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	6.7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素		○			○									○		0.04	0.008	0.004	0.016	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○									○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○									○		10	2.0	1.0	5.5	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.05未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)		○			○									○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○									○		0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○									○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○									○		0.06	-	-	0.0005未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.0031	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○									○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○									○		0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○									○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○									○		0.03	-	-	0.0012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○									○		0.09	-	-	0.0025	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○									○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	11.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	47.3	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○									○		500	100	50	204	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されず	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	6.1	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.05未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロアルコキシカルボン酸(PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.0010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.0015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.0015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	10.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	42.8	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○					○						500	100	50	197	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
7	ヒ素及びその化合物		○			○					○						0.01	0.002	0.001	0.007	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	2.5	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロアルコキシカルボン酸(PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.55	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.0068	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0030	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.0111	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.0028	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.0010未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物		○			○					○						0.2	0.04	0.02	0.02未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが安全確認のため1年に4回の検査
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	11.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	37.2	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○					○						500	100	50	161	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

項目数

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物		○							○				○			0.01	0.002	0.001	0.006	過去の最大値が頻度減の②より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.004	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○				○			10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.16	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸（PFOS）及びペルフルオロアルコキシカルボン酸（PFOA）		○			○								○			0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○				○				○			0.6	-	-	0.96	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○				○				○			0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○				○				○			0.06	-	-	0.0016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○				○				○			0.1	-	-	0.0013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸					○				○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○				○				○			0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○				○				○			0.03	-	-	0.0019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○				○				○			0.09	-	-	0.0010未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○				○				○			0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○				○				○			0.2	0.04	0.02	0.02未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが安全確認のため1年に4回の検査
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.03	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	16.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○											300	60	30	40.9	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	蒸発残留物		○			○				○				○			500	100	50	191	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	27	9	9	52	9	9	27	9	9	27	9			項目数					

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）		
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物		○			○				○					○		0.01	0.002	0.001	0.008	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○					○		10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物		○			○				○					○		0.8	0.16	0.08	0.30	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.13	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸（PFOS）及びペルフルオロアルコキシカルボン酸（PFOA）		○			○				○					○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○				○					○		0.6	-	-	0.67	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○				○					○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○				○					○		0.0025	0.06	-	-	0.0025	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○				○					○		0.1	-	-	0.0013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸					○				○					○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○				○					○		0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○				○					○		0.03	-	-	0.0016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○				○					○		0.09	-	-	0.0010未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○				○					○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物		○			○				○					○		200	40.0	20.0	49.8	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○											300	60	30	24.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物		○			○				○					○		500	100	50	186	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/11/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物		○			○				○					○		0.01	0.002	0.001	0.005	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○					○		10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.10	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.10未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロアルコキシカルボン酸(PFOA)		○			○				○					○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○				○					○		0.6	-	-	0.97	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○				○					○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○				○					○		0.06	-	-	0.0033	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○				○					○		0.1	-	-	0.0020	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸					○				○							0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○				○					○		0.1	-	-	0.0100未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○				○					○		0.03	-	-	0.0026	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○				○					○		0.09	-	-	0.0010未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○				○					○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物		○			○				○					○		0.2	0.04	0.02	0.02	検査回数を減らすことのできる項目ですが安全確認のため1年に4回の検査
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物		○			○				○					○		200	40.0	20.0	52.6	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	24.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	蒸発残留物		○			○				○					○		500	100	50	208	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール					○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.004未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

項目数

別表.3 令和8年度 水質検査計画(原水)

区分	地域名	水源名		種別	レベル	施設整備	濁度監視	原水検査項目(検査/年)		
								40項目	指標菌	クリプトスポリジウム等
上水道	始良地域	船津	第1～第6水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—
		中津野	第1～第4水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—
		山田	本水源、第1水源	浅井戸	レベル2	—	有	1回	12回	—
			第3水源	浅井戸	レベル2	—	有	1回	12回	—
		成美	第2水源	深井戸	レベル1	—	無	1回	12回	4回
		白浜	白浜水源	湧水	レベル3	緩速ろ過	有	1回	12回	4回
	加治木地域	小山田	第1・2水源	湧水	レベル3	整備中	無	1回	12回	4回
		反土	第1、第3、第4水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—
		木田	第4～第6水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—
		中央	第5、第6、第8、第9水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—
			第10水源	深井戸	レベル3	急速ろ過	有	1回	1回	1回
		本道原	第1水源	深井戸	レベル1	—	有	1回	4回	—
		上場西	上場西水源	湧水	レベル2	—	無	1回	12回	4回
		上場東	第1、第2水源(予備)	湧水	レベル2	—	無	1回	12回	4回
	中野	中野水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	無	1回	12回	—	
	蒲生地域	山元	第1、第2水源	湧水	レベル2	—	有	1回	4回	1回
		辺田	辺田水源	浅井戸	レベル3	紫外線	有	1回	4回	1回
		漆下	漆下水源	深井戸	レベル1	—	有	1回	4回	—
		漆上	漆上水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—
		西浦	第1水源	深井戸	レベル1	急速ろ過	有	1回	4回	—